

AYLA HOUKAGO PARTNER

こどものストレスと 問題行動への支援

発達心理学を学ぶ意義



虐待防止、身体拘束適正化に取り組む前に

虐待防止の基本は「**すべての質を磨き上げることである**」と、傷害福祉施設における障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きの中でも言われております。

ただ、法令で求められている虐待防止や身体拘束適正化のための組織的な要件を満たすだけでは、虐待や身体拘束の対応は不十分なのです。虐待や身体拘束は、それらを「防ごう」「なくそう」とすることを努力するのではなく、それ以前に本人発達への支援や、環境への働きかけを通じて「真のニーズ」に向かっていくことでしか成しえないのです。

すべての質を
磨き上げるために
「こども」を知る



今日の研修の内容

こどもの
ストレス

癇癢

発達
心理学

今年度の虐待防止、身体拘束適正化について研修を行う前にこども理解を。





**こどもが示す
ストレスサイン**

こどもの発するS O S

癇癪

無気力

体調不良

泣き叫ぶ

自傷
他害

赤ちゃん
返り

過集中

登校
渋り

大人もつらい



こころのS O Sサイン

悩みやストレスが大きくなって、こころがダウンしそうなとき、様々なサインが現れます。とくに、こころのS O Sは**睡眠、食欲、体調、行動**の4つの面に出てくることが多いでしょう。

睡眠	食欲	体調	行動
・ 布団に入っても、なかなか寝つけないようだ。 ・ 遅くまで夜更かししている。 ・ 朝、起きるのがつらそう、なかなか起きられない。 ・ 睡眠のリズムがくずれている。 ・ 眠れないと言う。 ・ 寝すぎる。	・ 食欲がない、食べる量が減った。 ・ 逆に食べすぎる。 ・ とくにパンやご飯、お菓子などの炭水化物を欲しがる。 ・ 急にやせた、あるいは太った。 ・ 体重をととても気にしている。	・ 体がだるそう。 ・ 疲れている。 ・ 元気がない。 ・ 顔色が悪い。 ・ 腹痛や頭痛、めまい、吐き気などを訴える。	・ 学校に行きたがらない。 ・ 家から出ないで引きこもりがちになった。 ・ 友達と遊ばなくなった。 ・ 身だしなみにかまわなくなった。 ・ 無口になった。 ・ 挨拶をしなくなった。 ・ 何度も同じ動作や行動をくりかえす。 ・ 気持ちが抑えられなくなり暴力をふるう。 ・ 何もしないで長い間ぼんやりしている。 ・ 表情が変わらず、感情面での反応が少なくなった。 ・ 話が支離滅裂になった、通じなくなった。 ・ 独り言を言うようになった。

「ひきこもりや不登校」というサイン

子どもが自室に閉じこもって外に出たがらない、学校に行きたがらないといったとき、家族として「ひきこもり」や「不登校」がとても心配になるでしょう。どちらも「ひきこもっている状態」「学校に行っていない状態」を指す言葉で、病気を意味する言葉ではありません。

しかし、様々な心身の症状を訴えることがあります。また、ひきこもりや不登校の中に、こころの病気が隠れていたり、こころの病気の原因になったりすることもあります。

※ひきこもりとは、様々な要因の結果、就学、就労、家庭外での交遊などの社会的参加をせず、6カ月以上家庭に留まっている状態とされています。

ひきこもり・不登校でよく見られる症状	ひきこもり・不登校の経過
• 体の症状 発熱、頭痛、腹痛、吐き気、食欲不振、全身倦怠感、めまいなど • 精神症状 不眠、無気力、イライラ、集中力低下、憂うつ感など	次のような経過をたどるケースが多く見受けられます。 • 体の症状 まずいろいろな体の症状が現れ、元気がなくなります。 • 精神症状 学校に行けないことへの葛藤や周りからのプレッシャーでイライラしたり、落ち込んだりして、ときには乱暴になることもあります。 • 無気力状態 次第に情緒的には落ち着いてきますが、その後無気力に過ごす時期が続きます。

「自分を傷つける」というサイン

ストレスから自分を傷つける行為が、10代から20代を中心とした若い世代にみられます。リストカット、たばこの火を押しつける、ピアス穴を過剰にあけるなどのほか、髪の毛を抜く抜毛症などもあります。リストカットをしたからといって自殺したいと思っていないとは限りません。これらの行為には、自分の体を傷つけることで、精神的な苦痛を和らげようとする気持ちが隠れていることがあります。

自傷行為について	自傷行為を行う子どもに対して
・ 怒り、空虚感、寂しさ、劣等感などの感情が抑えられず、自分を傷つける。 ・ くりかえし行うことが多い。 ・ 次第に常習化する。 ・ 複数の方法や手段で行うこともある。 ・ 自尊心が低く、自己否定的なことが多い。 ・ 虐待が原因となる場合もある。	・ 自傷行為を責めない。 ・ なぜ行うのか、そんなことをして何になるのかなどと問い詰めない。 ・ 精神的ストレスから、自分を傷つける人もいることを伝える。 ・ 「自分を傷つきたいほど、つらいんだね」など、苦しい気持ちに寄り添う。 ・ 傷つけたくなったとき、いつでも話を聞く準備があることを伝える。 ・ 「そばにいる」「一緒に治していこう」と、支えになることを伝える。

「消えてしまいたい」というサイン

一人で悩みを抱えてしまうと、思い詰め、自殺を考えることもあります。学校の友人関係の悩みだけでなく、うつ病、統合失調症などの病気でも、自殺のリスクが高まります。次のような前兆となるサインが見受けられるかもしれません。

- 自殺をほのめかす、自殺について口にする。
- 消えたい、いなくなりたいと言う。
- 自分は生きている意味や価値がないと言う。
- 生まれてこなければよかったと言う。
- 周りに迷惑をかけていると自分を責める。
- 自暴自棄になる。
- 身の回りのものを片づけたり、人にあげたりする。
- 薬やアルコールを乱用する。



出展：<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/parent/mental/index.html>

療育で気づけるサイン

次の内容は、厚生労働省が教職員向けに「学校だからこそ気づきやすいサイン」として公表している内容です。子どもに関わる私たちも生かせる内容があると思いますので、一度見ておきましょう。

授業中に現れやすいサイン	友人関係の中で現れやすいサイン	そのほかの行動面でのサイン
- 積極的に授業に参加しなくなった。 - 授業に集中できず、ぼんやりしている。 - 居眠りしている。 - 宿題を忘れる。 - 成績が急に下がった。 - ちぐはぐな発言が増えた。	- 休み時間など、一人で過ごすことが多くなった。 - 仲間から孤立している。 - ケンカや口論など、対人関係のトラブルが増えた。	- イライラしていることが多くなった。 - 視線を合わせなくなった。 - 挨拶がなくなった。 - 遅刻、早退、欠席が増えた。 - 保健室で過ごすことが多くなった。 - タバコ、アルコール、シンナーなどを使う。 - 自傷や自殺について口にする。

読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

第1条 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条 【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条 【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条 【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分が自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 
第13条 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 
第17条 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすべし、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条 【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条 【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

第21条 【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条 【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかたがたに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条 【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはするものであってはなりません。 
第29条 【教育の目的】 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条 【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休み、遊び、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、のために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条 【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条 【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようとするから子どもを守らなければなりません。 
第37条 【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してはいけなくても、尊厳が守られなければならない扱いを受ける権利をもっています。 	第38条 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条 【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 



自閉症児の情動調整

こどもの困った行動を見る視点

情報



特性を見る視点

認知の違い
理解の違い



環境

行動の機能を見る視点

行動

こどもの困った行動に介入する際は、まずは個と環境の面からその子が表している行動を理解しようと整理します。そして、起こった行動に対する機能分析も行います。何よりも大切なのは「困った子」ではなく「困っている子」という見方を忘れないことです。

自閉症と癇癢

自閉症は、社会的相互関係における困難さと、行動・興味等に対する限定された反復する様式（こだわり）の2つによって診断がされますが、周囲の困りごととしては**癇癢の強さ**や、**易刺激性**、**易怒性**等の**情動調整の困難さ**が困りとして挙げられることが多いと思います。実際に自閉症児と癇癢との関連性を実証する研究は少ないといわれていますが、実際は自閉症児が見せる自傷行為や他害行為、破壊的な強さの癇癢は、情動調整の機能不全に陥っている状態だと考えられます。

（高機能自閉スペクトラム症幼児の情動調整の障害と発達-別府哲 岐阜大学教育学部）

情動に対する足場掛けとの関連性

自閉症児の情動調整不全は幼児期から存在しています。定型発達児に比べると、自閉症児は困難な課題に直面したときに回避行動を取ったり、大声を出したり叩いたり身体的・発生的に情動を発散することも明らかになっています。ただ、子どもが怒りや不安を感じたときに親が「○○な気持ちだったよね」、「わかっているよ」等と共感的な言葉をかけていくことで、子どもの外在化問題（攻撃・多動・非行等）と関連していくこともまた、みとめられています。

（高機能自閉スペクトラム症幼児の情動調整の障害と発達-別府哲 岐阜大学教育学部）

はじめは他者の力を借りながら

こどもの情動調整は、初めは不安を感じた時に泣いて訴え、抱き上げてもらう等の他者の支えによる外発的調整が中心です。はじめは直接的・身体的なものがほとんどで、**段々と身体的慰撫がなくても落ち着けるようになったり、成長につれて、他者の支えがなくても自分で気晴らしや回避等で内発的調整ができるようになっていきます。**親を中心とした、周りの大人が自閉症児の情動に対する関わり方によって、自閉症児の情動調整の仕方にも変容が期待できるということが言われています。

まだまだ不安な新学期

癇癢が依然より頻回

要求が通っても治まらない

泣き方、暴れ方が尋常ではない

原因が分かりにくい

切り替えに時間がかかる

メルトダウンの状態
になっているかも



癇癩時の自傷行為は
精神的苦痛を
和らげるための
自己刺激行動



こどもを知ること
特性を知ること
大人ができること





痼癢とメルトダウン

メルトダウンはパニックの一種

●痙攣

要求が通らなかったことに対する欲求不満。



●メルトダウン

積み重なったストレスでセルフコントロールが一時的に失われる現象。「自分の操縦席に自分がない」という状態に陥るため、外部の情報や刺激に対しても反応できない程。トラウマに対しての反応でも見られる。

= 特性のある子はメルトダウンや起きやすい。

メルトダウンが起きやすい理由



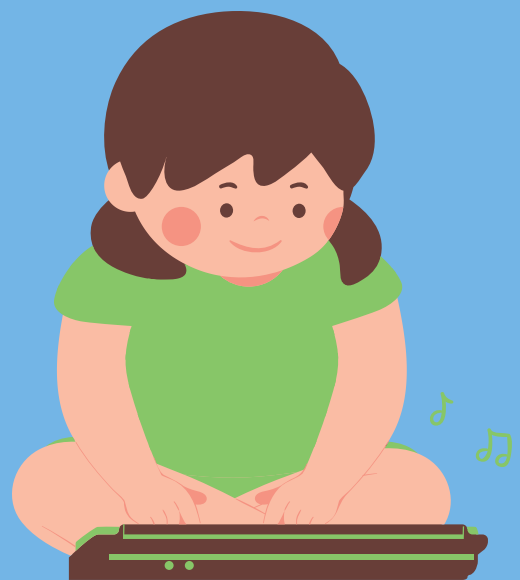
ストレスが多いから



- ・ 感覚の特異性
- ・ コミュニケーションの困難さ
- ・ 注意叱責経験の多さ
- ・ 易刺激性、易怒性

特性上、そもそも
ストレスが大きい

それに加えて
今の時期は
新年度ゆえの
つらさがある



自閉症児と新年度

無秩序なクラス

大人の焦りが伝わる

納得がいかないことが多い

これまでの正解が不正解になる

二転三転し見通しが立たず不安



ストレスの閾値

ストレスを感じたときの
“ここまでは耐えられる”というレベルを
閾値といいます



閾値は、不快や疲労、恐怖、怒り、悲しみ
社会的な居場所感の喪失等、身体的、精神的、社会的な
不安や不調により**低下**します

居場所や 生活の柱を失い 不安定な時期



こどもがストレスで不調なとき

①ストレス反応が増悪する以前の日常を振り返ろう

起床、昼食、夕食、入浴、就寝等、一日の生活の柱やルーティンが出来なくなった等、こどもの安心安全が損なわれていないかをチェックしましょう。

②心身が安定することを優先し、日常を構造化しよう

いつもしていた習慣やその子のルールを再度生活に組み込みましょう。学校は構造化されて混乱が起きにくい子もいます。その場合は、生活についても構造化し、動かさないよう支援します。

こどもがストレスで不調なとき

③言語にとらわれない表出サポート

気持ちアイコン、気持ちの数値化など、普段から言語にとらわれない気持ちの表出を支援しましょう。そもそもこどもは気持ちを言葉にするのが苦手ですし、複雑な感情を自分で理解できるようになるのは小学校高学年以降のことです。発達に特性のあるお子さんは、もっと困難さを持っているということです。で、「癩癩を減らす」ではなく「表出の方法を増やす」という真のニーズに支援を行っていきましょう。

こどもがストレスで不調なとき

④その子を認め、受け入れる

ストレスの閾値が低下しているときは、こだわりに対する執着も強くなる傾向があります。いつもと同じものやことへの執着が強くなると、大人は心配になってしまうと思いますが、このようなときはまずは「こどもの話を聞く」に徹しましょう。こどもが納得できないときは「合意」が得られるまで聞き、話をします。この経験により、「話を聞いてもらった」という経験ができ、聞いてくれる大人の存在を起点に「自分の意見と伝えることの大切さ」を知っていきます。

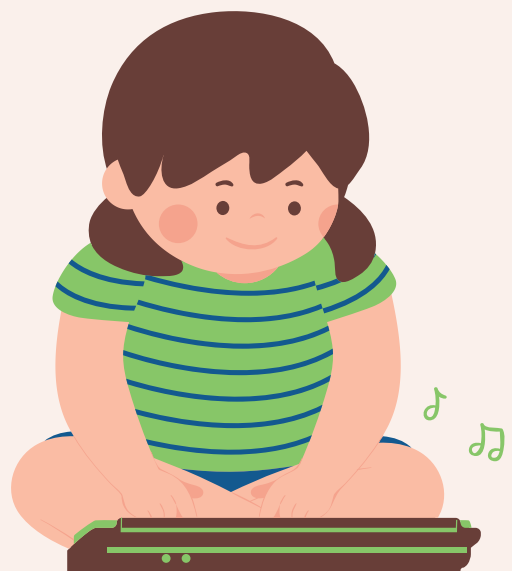
構造化された指導とは
時間と空間の意味を自閉症児者に対して
視覚的に理解可能な形で伝えていくため
の「合理的配慮」であり
これを個別に適用するための
アイデアである



梅永雄二：TEACCHプログラムに学ぶ自閉症の人の社会参加．2010



毎日が「わからない」「伝わらない」
の連続で上手に意志が伝えられないため
自分のやりたいことを自由にすることも
難しい事が多い自閉症児に
合理的配慮のある支援を提供することで
皆が穏やかでストレスのない
毎日を送れるように



環境で変わったことはあったか



マクロシステム

文化、価値等

エクソシステム

親と親の職場、兄弟と兄弟の学校等

メゾシステム

家庭と園、家庭と学校、学校と地域等

マイクロシステム

本人に直接関わること

Bronfenbrennerの生態学理的システム論では本人に直接関わる環境の影響を受けるだけでなくその「環境」自体も何らかの環境要因の影響を受けるという考えに基づき、人を取り巻く4つの環境として説明されています。

ストレスの高いときのプログラム

好きなことを話題にしてみよう

感触遊びを楽しもう

手足を投げ出し、深呼吸

テント遊び、お布団ゴロゴロ遊び

床を使って大きな絵を描く



チューニングの
ための期間を
ゆっくり過ごそう



だがしかし
問題行動は

待ってくれない！



問題行動をさせないことは

問題行動を表すお子さんはつい「問題行動を減らすには」という視点での支援が中心になりやすいですが、問題行動に隠れた「**真のニーズ**」に対するアプローチと、問題行動発生時の安全確保や沈静のためのアプローチは両面で検討する必要があります。

◆個と環境の両面から

- ・ 疲れを表現できない
- ・ ちょっとした違いを受け入れられない
- ・ 要求のことがでづらい

発達心理学を知る

ABC分析

冰山モデル

氷山モデルからの見方

思い通りにならず自分の頭をたたく

本人の特性

環境

合理的配慮（環境調整・構造化）

行動の機能分析



獲得



逃避



注目要求



自己刺激

行動の機能分析

動機付け操作

先行刺激

行動

結果

**学校で嫌な
事があった**

**友達が自分の物
を触った**

友達を叩いた

**先生が個室へ逃
がしてくれた**

**行動の1秒前に起きた事が引き金となって
行動を引き起こし、行動の結果によってその行動が増加したり
減少する、このことを三項随伴性といいます。
(動機付け操作を含めると四項随伴性)**



発達心理学を知る

発達のものさしを持つ

いやいや期は自分の気持ちを
しっかり出すことを練習しているんだ！



色々口に入れたり投げたりするのは
いたずらじゃないんだ！



学童期は勤勉ゆえに劣等感を
抱きやすい時期なんだ！



こどもを比べるためではない

発達心理学を知る（発達のものさしをもつ）ということは、目安と比べて遅れている、劣っているということを見つけるためではなく、**こどもの成長を喜ぶため**だと考えます。一人ひとりのペースで発達の段階を進んでいることを理解するためなのです。発達とは、葛藤の連続です。それを繰り返し社会適応していきます。こども像を正しくもつことで、「**今日のこどもの姿**」を起点としたこどもの成長の後方支援が可能になります。

（ヴィゴツキー 発達の最近接領域）



エリクソンの発達段階

乳児期

基本的信頼
と不信

幼児期

自律性
と恥

遊戯期

積極性
と罪悪感

学童期

勤勉さ
と劣等感

青年期

同一と拡散

成人期

親密と孤立

壮年期

生殖性
と停滞

老人期

自己統合
と絶望

危機を乗り越え、次の段階へと進む

アタッチメント形成

アタッチメント理論とは、ボウルビィが提唱した愛着形成に関する発達段階の理論です。アタッチメントは、「**乳児が母親（養育者）を求めて取る行動**」で、いくつかの行動が見られます。

発信行動・・・泣く、声を出す等

定位行動・・・目で追う、接近する等

経済的身体接触行動・・・抱きつく・よじ登る等

発達段階によって現れる行動は違いますが、安心が内在化すると「求めるための行動」は減少していくといわれています。

アタッチメント形成

対象者（母親）が近くにいなくても
対象者に満たしてもらえる安心感や
対象者の存在を「内在化」できると
それを安全基地にすることができます



ママをポケットに
入れている感覚

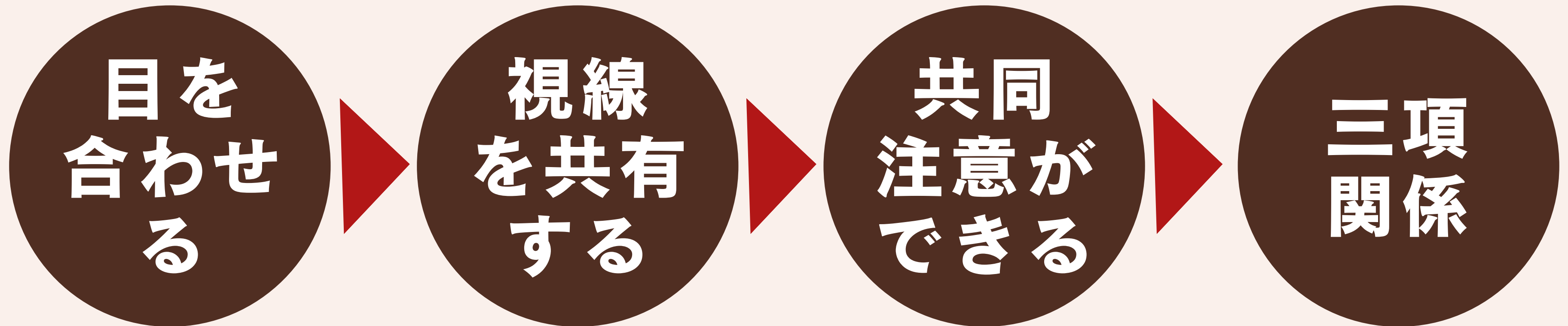
アタッチメント形成

幼少期における養育者との愛着関係により形成される自己および他者についての認知的枠組みを**内的作業モデル**といい、この内的作業モデルに照らし合わせるように現実の出来事を解釈し更なる関係性を導いていくことがわかっています。＝愛着行動で認知ができる
つまり、受け容れられた経験をした子は、世の中には受け容れてくれる大人がいることを知るということです。

アタッチメントは、「自分は他者に愛され、援助される価値のある人間なのかどうか」、「他者は自分を援助し、愛してくれるのかどうか」という人間関係や人生の基礎を培う重要な発達の一つです。

心の理論の発達

心の理論とは「**他者には自分と異なる心がある**」という、他者視点の獲得のことをいいます。心の理論の獲得につまずきがあると、他者の立場に立った考えができなかったり、視点の切り替えの困難さ、想像的活動の困難さを抱え、対人場面での困りが起こります。



心の理論の発達が遅いと困ること

自分の見方が正しいと思い込む

他者の視点に自発的に立てない

想像でカバーするのが難しい

一面だけを見て間違える

自他の境界が曖昧



特に身近な人に対して癇癢が向かう

自閉症の癇癢についての研究の中で、

- 好きなことを目の前にしたときの方が強い癇癢が出る
- 好きなことに対する癇癢の反応と母親に対する反応が似ている
- 癇癢を母親に対して向けるのは母親が好きだからこそである
- 大好きな母親に対する他害は自傷行為と類似ともいえる行為

このように考察されているものがありましたが、自閉症児は自他の境界が曖昧になりやすく、特に身近な母親と自分とは同一であると感じているため、母親に対して向かう他害は自傷行為とも類似する行動だと書かれていました。

学童期のこどもの特徴

劣等感との闘い

学校生活の中で、基本的技能、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し葛藤する。

対人関係の変化

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展する。9歳頃には同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

心理的葛藤

発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

私たち支援者の役目とは

乳幼児期から発達は切れ目なくつながっています。特性を理解してくれる存在との愛着形成により、「自分は大丈夫だ」という根拠のない自信をつけていくこと。それが劣等感との闘いともいわれる学童期に向かう力となります。学童期も、大人に見守られることで努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができます。学年が上がるにつれて大人の評価への依存度は下がりますが、それでも大人のかかわりの中で自己の多様な可能性を感じていくことは発達において重要なことです。こどもたちの安全安心な場所になれるよう、磨き上げていきましょう。

こどもの最善の利益の保障

虐待防止、身体拘束適正化は、必ず「**原点回帰**」が必要です。

なぜ、これらは重要視しなければならないか？

なぜ、この子は拘束を必要としていると判断されたのか？

それは、どのような条件になれば外すことができるのか？

この子の行動に隠れた真のニーズはなんだろう？

この子が言葉にできない思いや願いとはなんだろう？

一人ひとりのウェルビーイングの視点に立って考えよう

BACK TO THE BASIC